

各種審議会等審議結果公表シート

| | |
|---------------------|---|
| 会議の名称 | 第1回中津川市介護保険運営協議会 |
| 開催日時 | 令和 元年8月1日(木) 15時00分～16時10分 |
| 開催場所 | 中津川市健康福祉会館 3階 3-1研修室 |
| 出席者の 役職名 | <p>委員：恵那医師会代表・老人保健施設代表・訪問看護事業者代表・老人福祉施設代表・介護支援事業者代表・介護支援事業者代表・区長会連合会代表・老人クラブ連合会代表・1号被保険者代表・2号被保険者代表・社会福祉協議会代表・介護相談員代表</p> <p>事務局：市民福祉部長・市民福祉部福祉局長・高齢支援課長・介護保険課長・高齢支援課長補佐・介護保険課長補佐・同係長</p> |
| 話し合われた内容（会議録又は審議概要） | 別紙 |
| 会議資料 | <u>(添付ファイル)</u> |
| 次回開催予定日時 | 令和 元年10月中旬 |
| 次回開催予定場所 | 中津川市健康福祉会館 |
| 所管部課 | 市民福祉部介護保険課 |

欠席者

- ・ユニオンネット中津川代表・東濃地区労働組合協議会代表
- ・民生委員児童委員協議会連合会代表

進行：介護保険課長

- 1 交代委員委嘱
 - 2 あいさつ（市民福祉部長、運営協議会会長）
 - 3 副会長選任
 - 4 副会長のあいさつ
 - 5 議 題
- 1) 中津川市の高齢者保健福祉・介護保険の現状について
○資料2について事務局説明

会 長：介護事業の内容と利用状況について説明をいただきました。これについて質問はありませんか。3ページの「3. 介護サービス給付費の状況」を見ると、この7年間で69億の支出があります。一つは地域医療構想で、今までは病院で長く療養生活をしているような方が、施設へ移る動きがあった。このことが介護給付費を押し上げた一つの要因になっているのだと思います。ご質問はございませんか？また後でお気付きのこと等ありましたらご発言いただくことにして、次の資料の説明をお願いいたします。

○資料2-2について事務局説明

会 長：地域支援事業について概要をお話いただきましたが、これについてご意見などある方はございませんか。

5ページに介護予防普及計画事業で「あんきなくらぶ」が有りますが、介護申請した方は参加できないですね？

事務局：はい。基本的には介護保険を受けられる前の方の通いの場です。

会 長：90歳過ぎの方で介護保険を受けてもおかしくないくらいの方が、「あんきなくらぶ」に参加したいがために介護に賛成しない方が見えます。それはどうなのでしょう？

事務局：そういった方の話も伺っております。実際に個別にお話をさせていただいて、元気に使っているのが一番ですので、介護サービスを使っていた方がよい方にはご理解いただくように説得をしております。

会 長：「あんきなくらぶ」に参加しているいろんな方と会話をするのが楽しみだと言われました。介護保険を利用していてもそれに参加したい方は出席させていただくわけにはいかないのですか。

事務局：実際にその場にいるスタッフの数が限定されますので、介護が必要な方ですと、どうしても手が行き届かなくなってしまう、転倒されるなどの事故が発生するようなことになると返ってご迷惑をお掛けすることとなるので、線引きをさせていただいております。

会 長：他には何かございませんか。皆様暑い中折角来ていただいているので何かご発言いただけるとありがたいです。よろしいですか。ではまた後で何かお気付きの事などありましたらご発言ください。では次の資料の説明をお願いいたします。

○資料2-3について事務局説明

会 長：利用者の負担額が変わるというお話です。金額的には大きな額ではなさそうですが、何のご意見はございませんか。
では、次に進めさせていただきます。

○資料3について事務局説明

会 長：新たに地域密着型サービスの指定となります。これについて何かご質問等ございませんか。
最近の厚生労働省の資料によると、訪問看護ステーションが急激に増加しているとあります。2004年から2011年年までは大体年間約50,000位の施設が新しく出来ているらしいですが、2012年からは、一気に10,000位に減って、企業の運営するステーションが約4倍に増加しているようです。先日の中央社会保険医療協議会の総会で、企業のステーションが4倍も増えるということはいかなるものかと言うような発言も有ったようです。今回の三菱さんがどうだということでは有りませんが、このような議論があったということをお知らせします。
他に何かございませんか。ないようであれば次の説明をお願いします。

○資料4、資料5について事務局説明

会 長：ただいまの説明について何かありますか。特によろしいでしょうか。
在宅介護の実態調査の中に、虐待のようなこともありますが、そのようなことが認められた事例はありますか。
事務局：中津川市には認定調査員が13人おりますが、調査の中で、例えば家の中がとても不潔で、匂いも伴うとか、介護者が手を掛けてあげていない状況などを伺った際は、すぐに包括支援センターへ相談し今後の対応を検討します。今のところは虐待案件ではなかったというケースでしたので、事例はありません。
会 長：少なくとも身体にあざが一杯有ったなどというような方は無いということですね。
事務局：はい。
会 長：他にご質問はありませんか。では、資料6の説明をお願いします。

○資料6について事務局説明

会 長：二ツ森デイサービスセンターの指定更新について特にご意見がございませんか。
ご承認いただけますか。
委 員：はい。
会 長：ご承認いただきました。
資料6まで終了しました。
在宅で、人工透析をしている事例はいくつかございますか？
人工透析センターに通うことが出来ないの、腹膜管理のような方法で透析を在宅でやっている方は中津川市にはいらっしゃいますか？
事務局：介護保険課の方では把握しておりませんが、誰か聞いて見えますか。
事務局：腹膜透析の方ですが、確実な数字は持っていませんが、そんなに多くは見えないと思います。
会 長：全くいないわけではないのですね。
事務局：今までのかかわりの中では全くいないというわけではありません。
会 長：何か委員の方からご発言をいただきたいと思いますが、ありませんか。
委 員：資料5のアンケートのところですが、同意書の欄がありますが、本人が認知症等で書けない場

合等施設入所者は、家族を呼んだほうがいいのか、施設職員でいいのか。

事務局：今回先行して認定調査員の行うアンケートは、在宅の方へのアンケートなので、施設入所者の方は対象外となります。

委員：有難うございます。もう1点、先程会長が言われた虐待のことですが、前々回の会議の中でも発言させていただきましたが、身体的虐待ではなく、経済的な虐待の部分が私共の施設でもとても苦勞している。支払い計画を立てて実際に支払をしていただくのですが、今までの経緯からすると何回も裏切られている。今後何かあった場合は市の方へ報告する旨付け加えさせてもらった。こういった場合はどちらの窓口で対応すべきか。

事務局：高齢支援課の方でいいです。

委員：よろしくをお願いします。

事務局：市へ通報・報告する旨伝えた上で、そのような状況になった場合は、言っていただき、もし成年後見などの制度が必要となれば、そのように関わらせていただきます。

委員：市へ出向くように伝えても行かない場合は、我々施設側も一緒に出向いて行った方がいいか。

事務局：強要は出来ませんが、そのような場合は施設側の経過もわかるので一緒をお願いします。内容によっては、市と施設が一緒にやったほうがいいのかもあるし、別々の方がいい場合もあるので、相談しながら対応をお願いします。

委員：わかりました、有難うございました。

会長：それほど家族が経済的に困っているわけではないのに、施設に預けっぱなしで、費用も払わずに知らん顔をしているようなケースは、間々ありますか？

事務局：なかなかスムーズにお支払いいただけないケースは、無いことはないです。

会長：そういったときに色々な負担を施設が負うということになるとなかなか難しい問題ですね。

事務局：そうですね。その方の置かれている状況等もありますので、すぐの解決方法は無いかもしれませんが、相談をしながら解決の糸口を見つけていくしかないですね。

会長：法的な手続きというのもなかなか・・・。

事務局：できれば法的な手続きをしなくてもいいように、ご家族の方と課題解決できれば一番いいと思います。

委員：それに関してよろしいでしょうか。以前に私共の施設でも、本人さんの姪をあてにして、家族は生活をしている為、施設へは支払できないと滞納を繰り返したため、在宅に戻ってもらった、というケースがありました。滞納になったものはどう回収すればいいか、もう弁護士さんに相談するしかない、その話を家族に持ちかけたら、なんとか支払いますということで、全額回収は出来ましたが、そういうリスクに対して、どうしたらよいかという研修が6月にあった。講師の先生がおっしゃるには、今後増えるだろうと思われるので、契約をする段階で、契約者だけが支払義務があるのではなく、契約者の方が払わなかったら、第2はどなた請求するかまで、契約書に入れておくといい。というアドバイスを受けました。今後は私共もそういった内容を入れた契約書に変えていこうと考えております。サービスを提供しても支払をしてもらえないと私共も成り立っていきませんので、そういったことへも、何かしら市の方も対応を考えていただきたい。本人の不利益が1番だと思います。年金も本人のもので家族のものではないし、なんとか対策を市としてもぜひ考えていってほしい。

委員：今おっしゃられたとおりのケースで、私共の施設も悩んでいる。実際に支払い責任者1,2というようにしてあります。おまけに3番までとってありますが、その3名がタッグを組んで、電話に出なかったりとかして、年金の使い込みをしているような感じのケースもありました。何月には払うからと納付約束をするが、ことごとく裏切られ、滞納額は片手を超えました。施設側でもご家族の方と何回も話し合いを重ねています。今後そのようなケースが増えると予想され、我々も利用者さんを選ばないといけなくなる。よその施設ではどうだったかサービスを使っているところへ支払い能力があるかどうか確認してから入所をさせるようなことをせざるをえない状況になってきている。そういったケースで手間が多くなりすぎている。いかにその手間をなくし、本来の業務を遂行できるかということを考える大事な節目のときと思われるの

で、市の方も相談に乗ってください。

会 長：こういった問題について市が対応できることは有りますか。

事務局：お金があるのに支払わないというのは一番悪質と思いますが、今までの溜まった分をどうするのかという話と、これからどうするのかという話しの2本立てのケースとなります。今まで溜まった分を先に払ってほしいとするのか、これからそうならないようにするのかということになりますが、どちらかという、市としては、これからそうならないようにする為にはどうしたらいいかということが先になってきます。溜まってきているのならば、溜まらない様にする方法でどうするか。溜まってしまったものを解決する方法というのはもちろん契約とかで考えていただく部分もありますし、市としても手が出せない可能性もあるかもしれませんが、情報を共有していただいて、制度に頼るしかありません。本人さんに支払い能力が無いということなら成年後見人制度を市長申し立てすることも制度的には有りますので、虐待＝経済搾取であればいけるかと思えます。

委員長：例えば、経済的にある程度余裕があるにもかかわらず、住民税を払わないとかという方も中にはいらっしゃるよ。そういう方には市はどういう風に対応するわけですか？

事務局：市の税金等については一般論ですが滞納整理をする係りがおまして、しっかり個別に話をしています。

委員長：財産の差し押さえなどですか。

事務局：場合によっては、そういうこともあると思います。お金が有るのに支払わないという悪質な方はそういうことになると思います。実際介護の施設の費用のことでこのような案件が有る方については、同じように色々なところでもそういう状態の方が多いので、関わっていく中で、そういうものが出てくる場合も有ります。

委員長：他には何かございませんか。

委 員：施設がかなり色々あるようですが、それに対応するだけ間に合っているのか、計画通りに行っているのか教えてほしい。

委員長：2025年の問題とか、その辺がピークとなるわけですが、それまでの過程において、また、これからもっともっと需要が増えてくるであろうと思いますが、市として何か政策等伺えないでしょうか。

事務局：第7期介護保険事業計画では、施設整備計画と立てております。その中で今後行っていく予定です。7期については、小規模多機能型居宅介護等について公募をしましたが応募がありませんでしたので、今後も公募を行っていく予定です。8期については、まず、このニーズ調査を行って皆さんのニーズを調査した後策定に入っていきますので、その段階でどんな施設を増やすかなど考えていきたいと思えます。

委員長：他には何かございますか。

委 員：増やす需要があるから「増やす」というのはよく理解できますが、そこで、前回の会議にも話させていただきましたが、そこで働く人がいないのに、施設ばかり増やしても施設の稼働率が落ちるだけで、決して皆さんの需要を満たすことには繋がっていかない。この4月から特定技能で外国人の採用が違う形で出来るようになりましたが、それにより私共の施設でも外国人の採用を考えています。それも送り出す機関等の問題等でなかなか進んでいかない。となると、仕事がいくらあっても働く人がいなくて、新たな仕事がしたいと思っても職員が集まらないようでは、施設整備は進められませんし、今後5年でピークを迎えたその先を考えますと、需要は減ってくる。そのときに増やした施設をどうして行くのか、施設運営者の責任といえませんが、増やすにはお金の借入れをして作っておりますので、その返済もありますし、施設側からすると不安です。一番心配なのが、やはり職員が集まらないということ。市としてもただ業者の問題だというわけには行かないと思えます。デイサービスも今回6人で通ったわけですけど、市内のデイサービスの稼働率がどれだけなのか、80%90%でそれでも足りないということであれば作る必要があるのでしょうかけれども、8割をきる、7割、6割の稼働率においてまたリスクを増やす介護事業所を作るということであると、運営するにあたっての基準を

満たさないと、稼働率が低くて運営できない状況となる。そうすると、稼働率をちゃんと市が把握していただいた上で次期介護保険計画や、今後の事業計画と合わせて考えてくださるととてもありがたいと思います。よろしくお願いします。

委員長：冒頭にもお話ししましたが、最近は営利企業が経営するステーションが軒並み増えてきています。はたしてそれがいいことなのかどうか。たぶんそういったところは世の中が変わってくるサーと引いてしまう傾向がある。かなりの部分で行政がこういった問題に経営的なことも含めて取り急ぎ取り組む必要がある。

他に何かご発言はございませんか。

他に用意されている議題もありませんか。

事務局：はい。その他というところで、次回の開催についてです。

6 その他

事務局：次回の案内

副会長：閉会のあいさつ